

平成 28 年 8 月 3 日
大阪税関業務部

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税の発動について
(お知らせ)

韓国産及び中国産の水酸化カリウムに対して暫定的な不当廉売関税を課しておりますが、「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 278 号)の施行に伴い、下記のとおり、不当廉売関税が発動されることになりましたので、お知らせします。

記

関税定率法の別表第 2815. 20 号に掲げる水酸化カリウムで平成 28 年 8 月 9 日から平成 33 年 8 月 8 日までの期間に輸入されるもの(大韓民国又は中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。))を原産地とするものに限る。

発動後の税率

大韓民国産	一般の関税 + 49.5%
中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く)産	一般の関税 + 73.7%

以上

不明な点がございましたら、業務部通関総括第 1 部門
(06-6576-3313)までお問い合わせください。